

令和七年三月三日付け広島県公告（技能検定試験（前期）の実施）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

改正後	改正前
<p>三 技能検定試験の実施期日等</p> <p>1 実技試験</p> <p>(一) 実施期日</p> <p>令和七年六月十日（火）から同年九月九日（火）までの間において、別に広島県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日を行う。ただし、造園職種及びとび職種について、屋外で実技試験を実施する必要がある等の事情のため暑熱対応の必要があり、日程を延期する場合には、同年九月十日（水）から同年十一月十二日（水）までの間において、別に協会が指定する日を行う。</p>	<p>三 技能検定試験の実施期日等</p> <p>1 実技試験</p> <p>(一) 実施期日</p> <p>令和七年六月十日（火）から同年九月九日（火）までの間において、別に広島県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日を行う。ただし、造園職種について、屋外で実技試験を実施する必要がある等の事情のため暑熱対応の必要があり、日程を延期する場合には、同年九月十日（水）から同年十一月十二日（水）までの間において、別に協会が指定する日を行う。</p>